

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
1	全般		<p>地上面を公園として整備し、既存地下構造物を改修利用して公募対象公園施設及び特定公園施設の一部とする計画は可能でしょうか。その場合、以下についてご教示ください。</p> <p>①建築可能面積の上限1,600㎡の拡大。その場合、上限はありますでしょうか（既存地下施設を利用するため、1,600㎡以上となります）。</p> <p>②土地使用料の地下部分を無償化し、地上面部分より上に設置した施設のみの土地使用料を支払うという考えは可能でしょうか。もしできない場合は、地下部分の使用料はどの程度まで減額が可能でしょうか。</p> <p>③地下埋設物の撤去と埋め戻しを事業期間終了後に都の費用として実施すること（本来事業開始前に都の費用として実施予定だったものを事業終了時に行う）は可能でしょうか。</p> <p>④既存地下構造物（解体時に設置された補強支柱ではなく、元の地下体育館）が設置されたのはいつでしょうか。また、これに関する劣化調査等の資料がありましたら開示いただけますでしょうか。</p> <p>⑤既存地下構造物を利用する場合、事業開始（事業期間20年の開始）は、既存地下構造物の改修工事に着手した時点という認識でよろしいでしょうか。また、地下構造物の撤去、埋め戻し工事開始は事業期間20年の終了後という認識でよろしいでしょうか（地下構造撤去工事が指針での事業開始前から事業終了後に移動するという認識）。</p>	<p>既存の地下空間を残し、再活用する提案は可能です。ただし、既存地下構造物を再活用する提案をする場合は、認定計画提出者の負担と責任により、耐震調査等の必要な措置を講じた上で、その管理運営に係る全ての責任を認定計画提出者が負うものとし、要する費用も認定計画提出者が負担するものとします。なお、事業終了時には、認定計画提出者の負担で全て撤去し、更地としてください。</p> <p>①建築可能面積は公募設置等指針P.2第1章3.のとおり1,600㎡とし、変更はありません。</p> <p>②設置許可の対象面積は地下も含めた最大水平投影面積となります。使用料の減免はありません。</p> <p>③事業終了時に地下構造物の撤去、埋戻しを行う場合は、認定計画提出者の費用負担となります。</p> <p>④1964年(昭和39年)です。劣化調査等の資料は応募登録後に貸与可能です。</p> <p>⑤計画の認定有効期間は既存地下構造物の改修工事に着手した時点からです。地下構造物の撤去及び埋戻し工事は計画の認定有効期間内に行ってください。</p>
2	P1		施設名称について、提案は可能でしょうか。（愛称も含めて）	公園施設の施設名称は提案可能です。
3	P2	1章 3項 事業対象地の概要	「建築可能面積1600㎡を上限とする」について、建築基準法上の建築面積が1600㎡以内と考えてよろしいでしょうか。また、延床面積の上限はございますでしょうか。	そのとおりです。延床面積の上限は都市計画の容積率のとおりです。
4	P2		建築可能面積1600㎡とありますが、こちらは同8P記載の建築面積に関する条件と同内容と捉えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
5	P2	3.事業対象地	都市計画等の条件における高さとは、建築基準法施行令第2条1項6号に規定する高さの算定基準によるものと考えてよいでしょうか。	そのとおりです。
6	P2	3.事業対象地	<p>都市計画等の条件において緑化基準20%とあります。</p> <p>一方で「東京における自然の保護と回復に関する条例」および「渋谷区みどりの確保に関する条例」においては、総合設計制度を活用せず、かつ敷地の規模が国及び地方公共団体が有する敷地で1,000平方メートル以上の場合、緑化基準は敷地・建築物上の25%とされています。また、総合設計制度を活用せず、かつ国及び地方公共団体が有する敷地以外で300平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合、緑化基準は敷地・建築物上の20%とされています。</p> <p>今回の計画においては後者の緑化基準を採用するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	緑化基準は25%です。後日、訂正版を掲載します。
7	P3		本事業対象地と東京都水道局敷地の境界は柵等の設置をするということでしょうか。その場合の費用は工事費に算入されますか。	そのとおりです。
8	P3		雑木林とヒーリングガーデンのゾーンの整備時期はいつ頃を想定していますか。	現時点では未定です。
9	P3	1章 4項(3) ゾーニング	「雑木林とヒーリングガーデンのゾーン」の給水所計画における計画建物の高さについて、想定する高さがあればご教示いただけないでしょうか。	現時点では未定です。
10	P3	1章 4項 都立代々木公園整備 計画	<p>都立代々木公園の整備計画 P1、5整備計画（4）①-3において、「原宿駅からの顔となるエントランスを整備し、公園への利用動線を確保するとともに、既存の公園の回遊性を高める。」とあります。</p> <p>1、原宿駅からの顔となるエントランスの位置をお示しください。</p> <p>2、公園への利用動線としては、地上での接続を前提とし、代々木競技場の人工地盤からの接続（歩道橋等）は想定していないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1、具体的な位置の指定はありません。その点も含め提案してください。</p> <p>2、そのとおりです。</p>
11	P3		公園内は24時間開放ということでしょうか。	24時間開放を予定しています。
12	P3		当該地と東京都水道局敷地の境界面については、当面の間フェンス等で仕切り、後続の水道局側の整備完了後、フェンスを取り払い一体化するという認識で正しいでしょうか。	その予定ですが、水道局敷地整備時の協議によります。
13	P3,12		水道局との協議は、一体的な活用を計画するために、提案前に開始してもよろしいでしょうか。	設置等予定者となる前に協議することはできません。
14	P3		「雑木林とヒーリングカーテンのゾーン」に関して、現時点で公募設置等指針以上の活用方針や整備案等があればご教示ください。	現時点ではありません。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
15	P3	4.本事業対象地の整備計画 (3)ゾーニング	・2つのゾーンを一体的に利用できるよう回遊性の高い空間とする、とありますが、南側の「雑木林とヒーリングガーデン」の整備内容が未定のため、敷地に高低差のある東京都水道局敷地との回遊性を今回の計画においてどのように考慮すべきかご教示願います。 また、今後、東京都水道局敷地を整備するにあたり回遊性を持たせるためにかかる本計画地の設計費、改修工事費およびその間の収益減については貴都の負担と考えてよろしいでしょうか。 ・防災機能の強化・充実とありますが具体的な機能があればご教示願います。	・水道施設の計画に、柔軟に対応できるような計画としてください。また、今後、東京都水道局敷地を整備するにあたり、回遊性を持たせるためにかかる本計画地の設計費及び改修工事費は都負担ですが、その間の収益減の負担は想定していません。 ・公募設置等指針P12第2章7.(4)の各項目を参照してください。
16	P3	4.本事業対象地の整備計画 (3)ゾーニング	本事業対象地の「みどりと集いのゾーン」と、本事業対象地南側の「雑木林とヒーリングガーデンのゾーン」とされている水道局敷地との一体的活用を図っていくとありますが、そのための本事業対象地における要件（接続位置指定や空地確保等）はありますでしょうか。	要件はありませんが、水道施設の計画に柔軟に対応できるような計画としてください。
17	P3		「みどりと集いのゾーン」と「雑木林とヒーリングガーデンのゾーン」の一体的活用を図っていくとありますが、将来的に2つのゾーンにまたがった追加の建築物・構築物を設置する、または「雑木林とヒーリングガーデンのゾーン」へ手を加えることも前提とした上での一体活用提案は可能でしょうか。	提案は可能です。
18	P4	5.事業範囲 (1)事業内容	認定計画提出者は代々木公園の現指定管理者である「(公財)東京都公園協会」とコンソーシアムを組み、指定管理者の構成員の一員として本事業対象地の管理運営を行う予定とありますが、具体的な業務区分、構成比等は個別に調整でよろしいでしょうか。	原則として既開園地の指定管理は、(公財)東京都公園協会、事業対象地の指定管理は、認定計画提出者とする業務区分を予定しています。具体的な業務区分、構成比等は都、(公財)東京都公園協会、認定計画提出者の3者で協議の上、決定する予定です。
19	P4	1章 5項(1) 地下構造物	本事業対象地に残置されている旧施設の地下構造物については、借用期間終了前までに撤去するという理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照してください。
20	P4	事業内容 地下構造物	旧施設の地下構造物が残置されていますので、撤去し、造成高まで埋戻し等を行うよう記載されていますが、地下構造物を撤去・埋戻しをせずにそのまま活用する事は可能でしょうか？	No.1の回答を参照してください。
21	P4	1章 5項(3) 事業期間	事業完了時の公募対象公園施設の解体・原状回復について、既存地下構造物が一部残置されていた場合、その部分は東京都負担にて解体を行うものと考えてよろしいでしょうか	No.1の回答を参照してください。
22	P4,27		維持管理運営者は提案書提出時には構成員や他の協力会社等には組み入れず、優先交渉権者となった後に構成員となるという認識で正しいでしょうか。	公募設置等指針P.16第2章9.(2)のとおり、指定管理業務の主たる部分を再委託することはできません。維持管理運営者は、公募設置等計画書提出時より構成員に入れてください。
23	P5		地下構造物撤去工事は事業期間から控除とありますが、一部残置して利用した場合、原状回復時の撤去工事の期間は、事業期間から控除と理解してよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照してください。
24	P5		公募対象公園施設および利便増進施設の設置許可および占用許可の承認にかかる想定スケジュールをご明示いただけますでしょうか。	都との協議が成立した上で、設置許可については35日、占用許可については20日を標準処理期間としています。
25	P5	5.事業範囲 (3)事業期間	R6.3 から特定公園施設の指定管理が開始となっておりますが、公募対象公園施設整備工事のスケジュールが前倒しできれば、指定管理開始の時期を早められるという理解でよろしいでしょうか。また、早められる時期の制限はありますでしょうか。	指定管理の開始時期は最も早い場合で令和5年4月となります。
26	P5	5.事業範囲 (3)事業期間	事業終了時に公募対象公園施設の解体がありますが、解体後の復旧範囲・状態をご教示下さい。 公募対象公園施設新築用に杭や地盤改良等を実施した場合、杭や地盤改良等の撤去は不要と考えてよろしいでしょうか。	仮の整地と安全及び防塵を想定していますが、公募設置等指針P.9第2章5.(1)のとおり、原状回復の内容及び範囲は都と協議となります。 杭の撤去は必要です。地盤改良等の撤去は協議によります。
27	P5	5.事業範囲 (3)事業期間	公募対象公園施設の設置許可期間は工事着手日からの10年で、認定計画提出者からの更新申請により10年の更新許可ができることとなっておりますが、更新不可となる場合はどのような条件がありますでしょうか。	詐欺その他不正な手段により公募設置等計画の認定を受けていたことが判明した場合、更新不可となります。
28	P5	5.事業範囲 (3)事業期間	今回設定された20年間の期間終了後、東京都と協議の上、20年以後も事業継続できる可能性はありますでしょうか。	現時点ではありません。
29	P6-14		特定公園施設の建設に要する費用の上限額である1,005,000千円は認定計画提出者が特定公園施設のどの部分に適用するかを提案できるという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
30	P6		一時的に設置するキッチンカー等は公募対象施設の対象にならないとの認識でよろしいでしょうか。	一時的にキッチンカー等を設置する場合は、別途占用許可を得てください。なお、提案内容によりますが、キッチンカー等を常設する場合は、公募対象公園施設の飲食店等となります。
31	P6		初期投資を軽減し、安定的な事業運営を図るために公募公園対象施設をリース方式にて設置することは可能でしょうか。	都市公園法の設置許可は対象の公園地に許可された建物を設置することを許可する行政処分であり、その権利は他者に譲渡できません。また、設置許可を受ける者と施設所有者は同一である必要があります。リース方式の場合、施設の所有者がリース会社となり、設置許可受者と異なるため、不可となります。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
32	P6	1.公募対象公園施設の の種類	都市公園法第5条の2第1項に規定される都市公園内に設置可能な公園施設用途として、健康増進を目的としたスポーツクラブ、温浴施設、プール等は設置可能と考えてよろしいでしょうか。	提案内容によりますが、スポーツクラブ、プールは、運動施設として設置可能です。温浴施設は運動施設等の公園施設に付属するのであれば設置可能です。ただし、温浴施設のみでは都市公園法上の公園施設に該当せず設置できません。
33	P6	1.公募対象公園施設の の種類	都市公園法第5条の2第1項に規定される都市公園内に設置可能な公園施設用途として、一般の方も使える、パブリックな利用を目的としたコワーキングスペースは設置可能と考えてよろしいでしょうか。	提案内容によりますが、コワーキングスペースは、都市公園法上の便益施設等として設置可能です。
34	P6	2章 1項 公募対象 公園施設の種類	「騒音の発生等により他の利用者による公園利用を著しく阻害するような施設は認められません。」とありますが、既存代々木公園B地区でのイベント程度であれば、問題ないと考えてよろしいでしょうか。また、具体的な騒音レベルの音量基準値がありますでしょうか。	本事業対象地での具体的な騒音レベルの音量基準値について、公園管理者として現在定めたものはありません。運用開始時に近隣への配慮等も考慮した上で、指定管理者として都と協議し、音量基準値を設定してください。
35	P6	2章 1項 公募対象 公園施設の種類	「民間事業者の自由な発想による新たな施設」とありますが、屋外バーベキュー等、火気を使用する施設の提案は可能でしょうか。	騒音や臭い、煙の発生等により他の公園利用者や近隣施設に支障が発生しないことを前提に、バーベキュー場の規模やごみの回収方法等を考慮の上、提案することは可能です。
36	P6		公募対象公園施設について、設置管理使用料の負担を前提として、専用駐車場を配置することは可能ですか？	公募対象公園施設専用の駐車場を設置することはできません。
37	P6,7	公募対象公園施設	民間事業者の自由な発想による新たな施設の提案を求めています。ライブハウス、劇場、映画館等の建築基準法上の該当用途地域で設置できない用途の施設設置は可能でしょうか？	建築基準法等、関係法令への適合については応募者の確認事項です。なお、提案内容によりますが、ライブハウス、劇場は、都市公園法上の野外音楽堂、野外劇場、その他これに類する施設として設置可能です。また、集会所等を設置し、集会目的での利用に加え、劇や映画上映のために利用することも可能です。
38	P6,7	公募対象公園施設	都市公園法の規定を読む限りでは公園施設として設置は難しいかと思われませんが、屋内型のライブハウスの設置は可能でしょうか？	No.37の回答を参照してください。
39	P6,7	公募対象公園施設	公園施設として、美術館、ギャラリー等の施設の設置は可能でしょうか？	公募対象公園施設として設置できる施設は、①公募設置等指針に即した上で、②都市公園法第2条に定める公園施設の要件に合致し、③建築基準法等、関係法令に適合する必要があります。以上の要件を踏まえた上で、提案内容によりますが、美術館、ギャラリー等は教養施設として設置可能です。
40	P7	3.公募対象公園施設の 場所 4.公募対象公園施設の 使用料の額の最低 額等	公募対象公園施設の設置許可の開始時期については公募対象公園施設の工事着手日とあり、土地使用料は設置許可の日から発生しますとありますが、収益が発生しない工事期間中の土地使用料支払いについて協議とさせて頂きたいのですが如何でしょうか。	公募設置等指針P.7第2章4.のとおり、土地使用料は設置許可の日から発生し、協議はできません。
41	P7	2章 4項 設置許可 面積	設置許可面積の定義としては、土地使用料が発生する範囲との認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
42	P7		特定公園施設の工事に関する占用料は発生しないという認識でよろしいでしょうか。	特定公園施設の工事に関する占用料は免除となります。なお、公募対象公園施設の工事に関しては占用料が発生します。
43	P7		土地使用料の発生に係る設置許可の日は、着工日若しくはその直前という認識で間違いないでしょうか。	公募設置等指針P.5第1章5.(3)のとおり、公募対象公園施設の工事着手日です。
44	P7	2章 4項 公募対象 公園施設の使用料	公募対象公園施設の工事期間中の土地使用料の単価は、記載の使用料単価（2,696円/㎡・月）と同額でしょうか。工期時間中は、公園の供用開始前で収益がなく、事業者負担が大きくなると思われま	工事期間中の土地使用料単価も公募設置等計画に記載の使用料単価と同額です。
45	P7	2章 4項 公募対象 公園施設の使用料	工事期間中の土地使用料について減免措置は行われるのでしょうか。	土地使用料減免の要件にあたらなため、減免はありません。
46	P7	4.公募対象公園施設の 使用料の額の最低 額等	公募対象公園施設のインフラ整備について、既設があるものは既設の管に接続してよろしいでしょうか。	公募設置等指針P.9第2章5.(1)のとおり、認定計画提出者の負担により整備してください。なお、特定公園施設のインフラについては既設の管に接続しても構いません。
47	P7	4.公募対象公園施設の 使用料の額の最低 額等	①公募対象公園施設整備工事期間中の土地使用料は、公募対象公園施設の設置許可面積を基準としてよろしいでしょうか。②また、工事中に公募対象公園施設範囲外を作業ヤードとして使用した場合、土地使用料はかからない理解でよろしいでしょうか。	①そのとおりです。 ②別途工事占用許可を得る必要があります。また、占用料が発生します。
48	P7		設置許可面積のうち、施設の建築面積以外のカフェのオープンテラスなどの屋外部分の面積についても、設置許可日から土地使用料が発生するのか？	公募対象公園施設の利用者のみで使用可能な場合、設置許可日から土地使用料が発生します。全ての公園利用者が使用可能な場合、土地使用料算定面積から除算します。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
49	P7		東京都立公園条例施行規則の改正により土地使用料単価が改正となった場合で、公募設置等計画に記載された土地使用料単価を下回った場合、土地使用料単価について都と協議することは可能か？	公募設置等計画に記載された土地使用料単価が適用されます。協議は行いません。
50	P7		有料の屋外遊戯エリアやカフェのオープンテラスは外部会社へ賃貸借をすることが可能であるか？	公募対象公園施設について、構成団体以外へ賃貸借又は業務委託することは可能です。なお、有料の屋外遊戯エリアは詳細を確認し、公園施設に該当すれば設置可能です。カフェのオープンテラスは便益施設として設置可能です。
51	P8		公募対象公園施設について、代表企業が認定計画者になることが、様式2-2から読み取れますが、今回複数業種の運営事業者を検討しており、認定計画提出者にて、それぞれの運営事業者と設置許可と同期間内の定期建物賃貸借契約を結ぶことは可能でしょうか。	公募対象公園施設を複数設置し、認定計画提出者と各事業者が定期建物賃貸借契約を結ぶことは可能です。その場合の契約期間は、設置許可期間から公募対象公園施設の工事、解体等の期間を除いた期間としてください。なお、公募対象公園施設が複数ある場合も、全ての施設所有者は代表構成員となります。
52	P8	2章 4項 公募対象公園施設の使用料	保証金の対象となる工事予定額は、公募対象公園施設の整備に係る工事費のみで、特定公園施設の工事費は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
53	P8		保証金について、テナントの意向により事業期間途中で退店し、一定期間経過後に新たなテナントが入居した場合の取り扱いはどのようになりますか。	保証金は、事業者の瑕疵により公園に大きな損害を与えた場合等の保証金として預託するものです。都がテナントの入替の際、保証金を求めることはありません。
54	P8	4.公募対象公園施設の使用料の額の最低額等	保証金の預託時期はいつ頃の予定でしょうか。	設置許可後の別途都が定める期日です。
55	P8		複数の公募対象公園施設を設ける場合、それぞれの施設を整備・保有する企業が異なることが想定されます。その場合、代表構成団体以外の構成団体により、設計工事に関する許認可等を取得し、登記者となることについて認めて頂けますでしょうか。	都市公園法の設置許可は対象の公園地に許可された建物を設置することを許可する行政処分であり、その権利は他者に譲渡できません。また、設置許可を受ける者と施設所有者は同一である必要があります。代表構成団体に設置許可を行いますので、代表構成団体のみに公募対象公園施設の登記を認めるものとします。設計工事に関する許認可は、実際に設計、工事を担当する構成員が取得してください。
56	P8		公募対象公園施設に屋上を設置した場合、屋上にて飲食物を提供することは可能でしょうか。	可能です。
57	P8		認定計画者とは代表法人を含む構成法人のコンソーシアムまたはSPC等となり協力企業（SPCを設立した場合、SPCから受託・受注し各業務遂行を行う企業かつ出資を行わない企業）は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
58	P8		協力企業（SPCを設立した場合、SPCから受託・受注し各業務遂行を行う企業かつ出資を行わない企業）はコンソーシアム構成員ではないことから応募制限関連書類（定款、法人登記簿謄本等）の提出は不要ということでよろしいでしょうか。	そのとおりです。
59	P8	公募対象公園施設の整備に関する条件 建築面積	地下構造物をそのまま、あるいは一部を残す場合、1600㎡の建築可能面積の対象に含まれるのでしょうか？	含まれないと考えておりますが、建築面積の算定は残置された部分が地階と認定されているかによるため、所管部署に確認してください。
60	P8	公募対象公園施設の整備に関する条件 建築面積	建築面積は1,600㎡と規定されていますが、容積は建築基準法に則って敷地面積4,182㎡×200%=8,364㎡をMAXと考えても良いでしょうか？	そのとおりです。
61	P8	2章 5項 建築面積	「全ての施設」とは、公募対象公園施設に、特定公園施設における管理所及びトイレも合わせたものと理解してよろしいでしょうか。	特定公園施設における管理所及びトイレの他、建築物として整備する全ての施設を合わせたものです。
62	P8	5.公募対象公園施設の整備に関する条件	公募対象公園施設の段階的な整備を想定し、事業対象地を整備時期ごとに分けた上で、敷地ごとに確認申請を行うことは可能でしょうか。	原則として、敷地分割は不可とします。
63	P8	5.公募対象公園施設の整備に関する条件	事業対象地の用途規制により、原則、建築することができない建築物についても、建築基準法第48条ただし書許可に基づく許可を受けた場合には建築可能と考えてよいでしょうか。	そのとおりです。
64	P8	5.公募対象公園施設の整備に関する条件	第三者への転売、譲渡等、所有権の移転はできないとありますが、認定計画提出者の地位を承継し新たに設立された法人（特定目的会社等）への所有権の移転も不可能でしょうか。	都市公園法第5条の8により、都の承認を受けて認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することは可能です。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
65	P8	2章 5項 建築面積が発生しない公募対象公園施設	「一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑みた規模」について、屋外広場で有料のイベントを不定期に開催する場合は、一時的に「一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑みた規模」が縮小することを許容いただけますでしょうか。またその場合の屋外広場の土地使用料の考え方についてご教示いただけないでしょうか。	イベントを開催する場合は原則として公開性を有し、来園者の自由な参加・鑑賞等を可能にしてください。指定管理者として公園内で自主事業を主催する場合、占用許可を要しません。自主事業であっても、園地を排他独占的に使用する場合は、占用許可を得る必要があります。この場合、占用料は免除とします。ただし、イベント等で飲食店や臨時売店を設ける場合は、占用料が発生します。なお、指定管理者として公園内で行う自主事業により生じた利益については、原則として、公園等の利用者サービスの向上や利用促進のため公園等に還元させていただきます。占用料は、1日1㎡あたり34円(令和3年4月1日時点)となります。認定計画提出者として広場等でイベントを実施する場合は、占用料が発生します。なお、具体的な運用は別途、都と協議してください。
66	P8	2章 5項 公募対象公園施設の整備に関する条件	「設置した施設、設備等は、事業者が事業期間中所有してください。(中略) 第三者への転売、譲渡等、所有権の移転はできません。」とありますが、事業者がSPCであった場合のエクイティの譲渡についてはどのように考えますか。	提出時に、公募設置等計画に代表構成員が事業期間を通じてSPCの意志決定を行うことを提案し、都と協議の上、認定を得てください。
67	P8	2章 5項 公募対象公園施設の整備に関する条件	建築基準法上地下となる部分は、1600㎡を超えて建築が可能と考えてよろしいでしょうか	可能ですが、土地使用料は発生します。
68	P8		避難場所に指定されていることで、建築や管理運営に制限が出るものがあるか？	建築の制限はありません。管理運営については、別紙4(別添1及び別添2含む)のとおりです。
69	P9		営業に必要な許認可は、各テナント等の運営会社が取得するものと思われませんが、認定計画提出者に限定しないということで宜しいでしょうか。	そのとおりです。
70	P9		物販販売を検討していますが、「公園との関連性が低い」「公園利用に関係のない物品」とはどのような判断に基づくのでしょうか。全国のPark-PFI制度を活用した事業や公園法上の施設設置許可の事例においては様々な物販が販売されているケースもあり、公園の賑わいに繋がっています。公園の利用方法は多岐にわたるため、関連性のあるなしの定義をもう少し明確にしていただけないでしょうか。	販売される物品に公園利用とあまりにかけ離れたものが多い場合、公園との関連性が低いと判断せざるを得ません。公園利用から派生して考えられ、代々木公園にふさわしい物品を提案してください。
71	P9		認定計画提出者が管理運営業務を実施することが前提であるということは、管理運営業務を実施する企業を中心に公募しているということでしょうか。一般的に管理運営業務のすべてを一社で担うことは想定できず、下請けや分業をしながら業務を実施することが通常と考えられますが、東京都の承認を得ることができない可能性があるのでしょうか。(公募企業が一社で管理運営業務をやり切らなければならないことがあり得るのでしょうか。)	管理運営業務を行う企業が連合体に入ることを想定しています。また、構成員の応募資格については公募設置等指針P.18第3章1.(2)を参照してください。
72	P9		有効期間満了時の原状回復内容について「原状回復を行う前に東京都と協議」とありますが、前提の考え方(「原状」の範囲・区分等)をご明示いただけますでしょうか。	仮の整地と安全及び防塵対策を想定しておりますが、公募設置等指針P.9第2章5.(1)のとおり、原状回復の内容及び範囲は都と協議の上決定します。
73	P9	公募対象公園施設の管理運営に関する条件	音が発生する施設、イベント等に関して、騒音レベルの基準等があれば教えていただきたい	No.34の回答を参照してください。
74	P9	公募対象公園施設の管理運営に関する条件	24時間営業の施設の設置は可能でしょうか？	提案は可能です。
75	P9	5.公募対象公園施設の整備に関する条件 (1) 工事について	・工事に際しては事業者の責任で近隣住民等を対象にとありますが具体的なエリアの指定があればご教示願います。 ・認定の有効期間が満了するまでに～公募対象公園施設部分を撤去し原状回復とありますが、例えば事業終了予定の令和24年3月末までという理解でよろしいでしょうか。また原状回復とは公募対象公園施設を撤去後G L面までを回復という理解でよろしいでしょうか。	・具体的なエリアについては、認定計画提出者となった後の都との協議によります。 ・原状回復の期限についてはその通りです。また、詳細についてはNo.72の回答を参照してください。
76	P9	5.公募対象公園施設の整備に関する条件 (1) 工事について	事前に工事に関する規制(工事車両の搬入出経路、工事時間、騒音等)があれば、ご教示下さい。	貴社の確認事項です。
77	P9	5.公募対象公園施設の整備に関する条件 (1) 工事について	インフラ整備工事については、指定業者等の制限はありますか。	貴社の確認事項です。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
78	P9	5.公募対象公園施設の整備に関する条件 (1) 工事について	事業期間終了後の原状回復工事の範囲は、公募対象公園施設の建物整備部分のみという前提で、詳細は東京都と協議という理解でよろしいでしょうか。	原状回復工事の範囲は、公募対象公園施設の全てとなり、建物整備部分以外も含まれます。あわせて、No.72の回答を参照してください。
79	P9	5.公募対象公園施設の整備に関する条件 (1) 工事について	旧施設の地下構造物を部分的に残置して公募対象公園施設及び特定公園施設を整備した場合、事業終了時の原状回復工事の範囲は、公募対象公園施設の部分のみという理解でよろしいでしょうか。	No.1及びNo.72の回答を参照してください。
80	P9	5.公募対象公園施設の整備に関する条件 (1) 工事について	事業期間の途中で認定計画提出者が事業を終了した場合、原状回復以外に違約金の負担はないと考えてよろしいでしょうか。	認定計画提出者が事業を途中で終了した場合、違約金の負担を予定しています。詳細は別途提示する実施協定案を参照してください。また、公募設置等指針P.17第2章9.(4)のとおり、指定管理者としての取消しを受けた場合もあらかじめ協定書において定められた違約金が発生します。
81	P9	2章 5項 トイレ	「公募対象公園施設内に公募対象公園施設を利用しない公園利用者も利用できるトイレを整備」とあるのは、P13、2章7項(4)⑧トイレ(特定公園施設)とは別に、公衆のためのトイレを設けるという理解でよろしいでしょうか。	特定公園施設として整備するトイレとは別に、公募対象公園施設内に全ての公園利用者が利用できるトイレを設置してください。
82	P9	2章 5項 トイレ	「～(略)公園利用者も利用できるトイレを整備してください。」とありますが、東京都として求める具体的穴数はありますでしょうか。	特定公園施設としてつくるトイレについては合計6穴以上、うち、だれでもトイレ1穴以上とします。公募対象公園施設については提案してください。詳細は協議によります。
83	P9	2章 6項 公募公園 対象公園施設の管理 運営に関する条件	「ホスピタリティある質の高いサービス提供」とは具体的にどのようなことを求めますか。	公募設置等指針の内容を踏まえ、具体的な部分は提案してください。
84	P10		特定公園施設として、屋根付き広場を設置した場合、建築面積に含まれるか、また使用料対応面積に含まれるのでしょうか。	屋根付き広場は建築面積に含まれます。なお、特定公園施設は土地使用料の対象ではありません。
85	P10		特定公園施設(広場・植栽)を活用したサービス提供・収益の検討は可能という認識でよろしいでしょうか	公募設置等指針P.16第2章9.(3)のとおり、認定計画提出者のイベント等で独占的に利用しなければ、特定公園施設(広場・植栽)を活用することも可能です。
86	P10		広場、トイレ等の特定公園施設に関して、深夜～早朝閉鎖を検討する考え方はありますでしょうか。	原則として24時間開放を予定しています。
87	P10		「車両の搬出入について、公園管理に支障がないよう、車両の大きさや時間、搬入経路を制限することがあります。」とありますが、想定される具体的な事例を明示いただけますでしょうか。	施設の整備内容に基づき、検討してください。
88	P10		「特定公園施設の調査・測量・設計・工事は全て認定計画提出者が行うものとします」とありますが、地下埋設物平面図、事業対象地柱状図、事業対象地現況平面図以外にも、測量図および土壌汚染状況が分かる資料等について、東京都が保有する資料についてはご提供いただける認識でよろしいでしょうか。	用地実測図等、保有する資料については応募登録者に貸与します。
89	P10		「認定計画提出者は、設計協議期間に特定公園施設の設計図書、工事工程表等を東京都に提出し、承諾を得てください」とありますが、承認にかかる想定スケジュールをご明示いただけますでしょうか。	約5か月間を想定しています。
90	P10-12		不定期に園内に車両を持ち込みイベント等を行う運用は問題ない認識でよろしいでしょうか。	公募設置等指針P.16第2章9.(3)のとおり、認定計画提出者のイベント等で独占的に利用しなければ、不定期に園内にケータリングカー等を持ち込むことも可能です。
91	P10	6.公募対象公園施設の管理運営に関する条件 (1) サービス内容	公園施設の利用時間及び閉園の仕方については事業者の提案範囲に含まれるということでしょうか。	原則として24時間開放を予定しています。
92	P10	6.公募対象公園施設の管理運営に関する条件 (1) サービス内容	公募対象公園施設の営業時間に制限はありますでしょうか。夜間営業も可能でしょうか。	営業時間の制限はありません。
93	P10	2章 6項(1) 公募 公園対象公園施設の 管理運営に関する条件	営業時間の制限がありましたらご教示ください。	No.92の回答を参照してください。
94	P10	2章 6項(2) 車両 の搬出入	搬入スペースの想定台数については、東京都駐車場条例における必要台数以外に事業に合わせた車両台数を設定してよろしいでしょうか。	提案内容に即して検討してください。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
95	P10	2章 6項(2) 車両の搬出入	東京都駐車場条例、及び渋谷区の東京都駐車場条例による駐車施設の附置義務における附置義務台数は、隔地駐車場等を想定してもよろしいでしょうか。	貴社の確認事項です。
96	P10	2章 6項 公募対象公園施設の管理運営	営業時間については、事業者にて公園や施設の安全管理上適切な営業時間を設定してよいと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
97	P10	7.特定公園施設の建設に関する事項 (1) 特定公園施設の設計	認定計画提出者は、設計協議期間に特定公園施設の設計図書、工事工程表等を東京都に提出し承諾を得て下さいとありますが、令和4年3月末時点で協定に必要な図書を準備し、4月以降も実施設計期間として見込めるということでもよろしいでしょうか。	原則として設計協議後に実施協定を締結します。公募設置等指針P.6第1章5.(5)のスケジュールは予定であるため、詳細は協議によります。
98	P10	6.公募対象公園施設の管理運営に関する条件 (4)その他	「営業時間の変更や店舗の改装などの変更を行う場合は、事前に東京都に協議してください。」とありますが、改装等は運営上発生する事象と考えます。協議の結果変更が不可能となる事象はあるのでしょうか。変更が認められない可能性がある事例など教えて頂けないでしょうか。	公募設置等指針P.9第2章6.(1)の内容にふさわしくないと判断されるものについては、協議の結果、変更が不可となる場合があります。
99	P10	2章 7項 代々木公園の整備計画	整備計画におけるイメージスケッチ（参考）において、示唆する特定公園施設の条件はありますでしょうか。	公募設置等指針P.12第2章7.(4)のとおりです。
100	P10	2章 7項 建設範囲	「特定公園施設の建設範囲は、事業対象地から公募対象公園施設を除いた範囲」とありますが、例えば1階に特定公園施設、2階に公募対象公園施設とするなど、同じ建物にそれぞれの施設を併設してもよろしいでしょうか。	公募対象公園施設と特定公園施設を同じ建物に併設することはできません。それぞれ独立した建築物としてください。
101	P10	2章 7項 避難場所	本事業計画地は、一時滞在場所(帰宅困難者支援施設)ではなく、避難場所（避難者が一定期間留まる場所）という理解でよろしいでしょうか。また、本事業計画地において、避難場所として想定する収容人数・及び収容日数等の条件をご教示いただけないでしょうか。	本事業対象地は避難場所です。収容人数・及び収容日数等については、東京都都市整備局ホームページ等を確認してください。
102	P10	2章 7項 設計委託標準仕様書	設計委託標準仕様書（東京都建設局制定）について、最新は平成27年のものでよろしいでしょうか。	そのとおりです。
103	P11	7.特定公園施設の建設に関する事項 (2)特定公園施設の工事	「検査合格後は東京都へ引渡してください。所有権移転及び引渡しに伴う諸条件については、実施協定で定めます。」と記載がありますが、実施協定の案を公表いただけないでしょうか。	作成次第、応募登録者に提供予定です。
104	P12	7.特定公園施設の建設に関する事項 (2)特定公園施設の工事	地中埋設物について、都で埋蔵文化財調査は実施されていますか。されている場合、直近のデータを開示願います。	埋蔵文化財調査は実施していません。
105	P12		ペット連れでの来園は制限なしでよろしいですか？また、一部店舗について入店制限することは可能ですか。	ペットを連れての来園について制限はありません。公募対象公園施設の一部店舗について入店を制限することは可能です。
106	P12		地下埋設物や地中障害物が発見された場合、費用負担や供用開始時期および事業終了の時期の後ろ倒しについてもご相談にのっていただけますでしょうか。	協議の対象です。
107	P12		「地下埋設物や地中障害物が発見された場合は、東京都と協議を行ってください」とありますが、追加調査および撤去等が必要になった場合は、東京都の費用負担で実施するという認識でよろしいでしょうか。	協議によります。
108	P12		「工事着手前に、近接するJR 東日本、東京都水道局と工事の施工による地盤変異が生じていないか確認するため、協議を実施し、調査内容については各企業者の指示に従って実施する」とありますが、認定計画提出者が主導し実施する認識でよろしいでしょうか。また、調査に際して発生した費用は東京都による負担という認識でよろしいでしょうか。	調査は認定計画提出者が実施してください。調査費用は都が負担する特定公園施設の建設に要する費用の上限額に含まれます。
109	P12	7(3)	残置物は全て撤去という旨の記載がありますが、現地説明会の際には「残置物を残した提案も可能（東京都との協議が必要）」と説明があったと記憶しております。各条件に問題が無ければ残置物を残した提案も可能という認識でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照してください。
110	P12		地下構造物は、全て撤去を行うと記載がありますが、費用対効果を踏まえ、地下構造物一部を残置し、良質土にて埋戻す提案は可能でしょうか。	No.1の回答を参照してください。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
111	P12		地下構造物は、全て撤去を行うと記載がありますが、地下構造物一部について耐震性能を確認した上で、活用する提案は可能でしょうか。	No.1の回答を参照してください。
112	P12	7.特定公園施設の建設に関する事項 (3) 残置物について	旧施設の地下構造物等の除却について、都の除却費用の目安をご教示願います。	地下構造物等撤去については提案内容に含まれるため回答できません。
113	P12	7.特定公園施設の建設に関する事項 (3) 残置物について	残置物の撤去後に計画高さまで埋め戻す造成行為は、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当せず、同法第29条第1項における開発行為の許可は不要と考えてよいでしょうか。	設計・協議の段階で所管部署の指導に従ってください。
114	P12	7.特定公園施設の建設に関する事項 (3) 残置物について	残置物について部分的な撤去とする方法又は部分的に残置する方法を提案することは可能でしょうか。	No.1の回答を参照してください。
115	P12	7.特定公園施設の建設に関する事項 (3) 残置物について	既存杭が残置されている場合、地下構造物と同様に全撤去が前提でしょうか。部分的に残置する方法を提案することは可能でしょうか。	全撤去が前提です。
116	P12	7.特定公園施設の建設に関する事項 (3) 残置物について	「参考として添付する地下埋設物平面図（別紙2）に提示していない地下埋設物や地中障害物が発見された場合は、東京都と協議を行ってください。」と記載がありますが、想定外の残地物の撤去を行う場合は東京都の費用負担という認識でよいでしょうか。	協議によります。
117	P12	7.特定公園施設の建設に関する事項 (3) 残置物について	旧施設の地下構造物撤去に際し、効率的な工事を行うため南側水道局敷地を一部施工ヤード等として利用することは可能でしょうか。	現時点では未定です。認定計画提出者となった後の協議によります。
118	P12	7.特定公園施設の建設に関する事項 (3) 残置物について	旧施設の地下構造物のアスベスト含有有無についてご教示下さい。	アスベストは除却済です。
119	P12		既存の地下空間を残し、再活用する提案は可能でしょうか。	No.1の回答を参照してください。
120	P12		公募設置等指針P.12「雑木林とヒーリングガーデンのゾーン」との境界には仮囲いが設置されていますが、仮囲いの再利用ではなく、見栄えを考慮し、新たに塀等を設置する提案をしてもよろしいでしょうか。	構いません。
121	P12	2章 7項(3) 残置物	「…東京都と協議の上、異なる施工方法を提案し、…」について、東京都との協議の時期（公募設置等計画の受付前もしくは公募設置等計画の評価・選定後）についてご教示いただくことは可能でしょうか。	応募登録者に別途、提示します。
122	P12	2章 7項(3) 残置物	本事業対象地に残置されている旧施設の地下構造物については、一事業期間中に既存躯体を活用することとし、借用期間終了前にすべて撤去することは可能でしょうか。また、時期をずらして撤去する場合も、一度に撤去する場合と同じように、東京都に撤去費を負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照してください。
123	P12	2章 7項(3) 周辺道路（歩道）からの公園内へのアプローチ	「周辺道路（歩道）からの公園内へのアプローチを考慮した造成」については、バリアフリー動線・回遊性のある動線を事業計画地内に一部確保すると捉えてよろしいでしょうか。	福祉のまちづくり条例等関係法令に則してください。
124	P12	2章 7項(3) 残置物	計画にあたり、旧施設の地下構造物を全て撤去することは必須でしょうか。一部を残置し、新施設を計画することは可能でしょうか。	No.1の回答を参照してください。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
125	P12	2章 7項(3) 残置物	地下構造物の扱いについて、異なる施工方法を提案し、一部の地下構造物の撤去時期が、事業完了時となる場合の費用負担も東京都負担と考えてよろしいでしょうか	No.1の回答を参照してください。
126	P12	2章 7項(4) ①園路・入口	「原宿駅からの顔となるエントランス」の具体的位置としては、事業対象地の北西の角地を想定することよろしいでしょうか。また、必要なサインやゲート等の設えがあればご教示ください。	具体的な位置の指定はありません。その点も含め提案してください。また、サイン類については応募登録者に貸与する公園設計マニュアル等を参照してください。
127	P13	2章 7項(4) ②広場	最低面積がありましたらご教示ください。	面積等の要件については、公募設置等指針P.13第2章7.(4)②を参照してください。
128	P13		管理所およびトイレを公募対象公園施設と同じ建物内に一体と整備する提案を行うことは可能という認識でよろしいでしょうか。 また、上記を含め公募対象公園施設の一部に特定公園施設を合築することは可能でしょうか。可能な場合、特定公園施設については東京都が負担する費用にて整備することも可能でしょうか。	公募設置等指針P.13第2章7.(4)⑦,⑧のとおり、管理所及び特定公園施設としてのトイレは、公募対象公園施設とは独立して整備してください。また、他の特定公園施設についても同様です。
129	P13		管理所の人員配置について昨今のコロナウイルス等の状況の際にはリアル・リモートを問わず対応できる体制であれば問題ありませんでしょうか。	別紙4 P.9 5(2)イのとおり、少なくとも管理所責任者1名は管理所に配置してください。
130	P13		「広場は避難場所としての活用も想定した配置や面積となるよう整備してください」とありますが特定公園施設と併用する形で問題ありませんでしょうか。また決められた面積等の要件はないという認識でよろしいでしょうか。	広場は特定公園施設です。面積等の要件については、公募設置等指針P.13第2章7.(4)②を参照してください。
131	P13		案内サインに記載する文字のフォント等の指定はないという認識でよろしいでしょうか。	応募登録者に貸与する公園サイン設計の手引き等を準拠してください。
132	P13	施設整備について 管理所	管理所について、公募対象施設の中に設置する事は可能でしょうか？	公募設置等指針P.13第2章7.(4)⑦のとおり、管理所は公募対象公園施設とは独立して整備してください。
133	P13	7.特定公園施設の建設に関する事項 (4)施設整備について ⑦管理所整備	・特定公園施設とするならば、土地使用料はかからないと考えてよろしいでしょうか。 ・管理所内で、都から提供される備品・什器等の想定はありますか。	・管理所は特定公園施設です。土地使用料は発生しません。 ・管理所内の備品・什器等は、指定管理料により調達してください。
134	P13	7.特定公園施設の建設に関する事項 (4)施設整備について ⑦管理所	特定公園施設内に公募対象公園施設とは独立した管理所を設置する場合、特定公園施設の他用途を合築して設置することは可能でしょうか。	合築して設置することは可能です。
135	P13	2章 7項(4) ⑦管理所	「鉄骨平屋建てで建築面積100㎡程度を想定」とありますが、公募対象公園施設と一体となった建築物として計画することも許されるのでしょうか。また、建築面積について、必要最低限の面積でよろしいでしょうか。それとも、代々木公園全体の管理所という位置づけでしょうか。さらに、管理所について必要諸室がありましたらご教示ください。また、その構造について変更することは可能でしょうか。	管理所は公募対象公園施設とは独立して整備してください。公募設置等指針P.13第2章7.(4)のとおり、本事業対象地の管理運営を行うための管理所です。必要諸室は執務室、打合せスペース、更衣室、トイレ、救護室、授乳室等を想定しておりますが、詳細は設計協議によります。構造等は提案可能です。
136	P13	2章 7項(4) ⑦管理所	公園利用の利便上、公募対象公園施設と一体に整備することは可能でしょうか。またその場合、鉄骨平屋建てでない構造で100㎡程度確保することよろしいでしょうか。	管理所は公募対象公園施設とは独立して整備してください。構造等は提案可能です。
137	P13	2章 7項(4) ⑦管理所	事業者にて設置する管理所は特定公園施設として認識し、地代支払い面積対象外と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
138	P13	2章 7項(4) ⑦管理所⑧トイレ	⑦管理所および⑧トイレは特定公園施設の施設のため、東京都の費用負担となる、という理解でよろしいでしょうか	そのとおりです。
139	P13	2章 7項(4) ⑧トイレ	特定公園施設の⑧トイレについて、公募対象公園施設内に設ける「公募対象公園施設を利用しない公園利用者も利用できるトイレ」との設置目的・仕様の違いがありましたら、ご教示いただけませんか。	設置目的は同じです。仕様については応募登録者に貸与する公園トイレ設計の手引きを準拠してください。
140	P13	2章 7項(4) ⑧トイレ	仕様がありましたらご教示ください。	No.139の回答を参照してください。
141	P13	2章 7項(4) ⑧トイレ	公園利用の利便上、公募対象公園施設と一体に整備することは可能でしょうか。	公募設置等指針P.13第2章7.(4)⑧のとおり、公募対象公園施設とは独立して、一か所設けてください。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
142	P14	2章 7項(4) ⑪照明計画	照明計画の時間帯について、夜間の制限時間はありますでしょうか。	夜間の制限時間はありませんが、点灯時間と制御方法については協議によります。
143	P14	2章 7項(5) 特定公園施設の建設にかかる費用	仮囲い費用など共通仮設費は、特定公園施設の建設に要する費用として東京都負担と考えてよろしいでしょうか	そのとおりです。
144	P14	2章 7項(5) 特定公園施設の建設にかかる費用	東京都に負担を求める額について、「原則として東京都からの負担額は認定計画提出者③東京都に負担を求める額で提案した額を上回ることはできません。」とありますが、設計協議・金額精査確認を経て、内容によっては上回る場合も想定されているとの認識でよろしいでしょうか	最初の提案段階で上回ることは想定していません。なお、想定外の規模の地下埋設物等が発見され、撤去が必要となった場合には協議の対象となります。
145	P14	2章 7項(5) 特定公園施設の建設にかかる費用	東京都が負担する額は地下構造物撤去費を含むとあり、支払いは全ての工事が完了し、検査に合格した後、一括して行うとありますが、地下構造物撤去工事が新築時、ならびに20年後の事業完了時の2回に分かれる場合はどのような支払条件となるか、ご教示願います。	No.1の回答を参照してください。なお、都が負担する既存地下構造物の撤去費用については、新築時に施工した出来高分のみ令和5年度に支払い、事業終了時に地下構造物の撤去、埋戻しを行う場合は、認定計画提出者の費用負担となります。都による支払いが2回に分かれることはありません。
146	P14	2章 7項(5) 特定公園施設の建設にかかる費用	単価設定については東京都が発注する標準単価を参考し、東京都と認定計画提出者で協議、決定するとありますが、協議の上、金額が合意されない場合はどうなりますでしょうか。	原則として合意されるまで協議を行います。
147	P14	2章 7項(5) 特定公園施設の建設にかかる費用	東京都が発注する標準単価について、開示頂ける資料があれば開示願います。	開示できる資料はありません。
148	P14	2章 8項(1) 看板または広告塔	提案しなかった場合は減点対象となりますでしょうか。	任意提案のため減点対象にはなりません。
149	P14	2章 8項(1) 看板または広告塔	告知等について、広告費収入を得ることは可能でしょうか。その場合、広告収入は、認定計画提出者の収入とすることは可能でしょうか。	利便増進施設として設置する看板又は広告塔により、広告収入を得ることは可能です。公募設置等指針P.14第2章8.(1)に即し、広告収入は整備費、維持管理経費等に充当してください。なお、東京都屋外広告物条例において本事業対象地は屋外広告物の禁止区域となっていますので、看板等を設置したい場合、東京都広告物審議会の了承の上、所管区の許可を得ることが必要です。
150	P14	2章 8項(1) 看板または広告塔	広告料や自転車駐車場の利用料について、上限はありますでしょうか。	周辺の相場から乖離しない金額を都と協議の上、定めてください。
151	P14	2章 8項(2) 自転車駐輪場	自転車駐輪場については、有料の貸出自転車を設置する駐輪場と置き換えることは可能でしょうか。	置き換えることは可能です。
152	P14	2章 8項(2) 自転車駐輪場	設置にあたり、協議が必要となる関係機関等をご教示ください。	貴社の確認事項です。
153	P14	2章 8項(2) 自転車駐輪場	仕様がありましたらご教示ください。	仕様はありません。
154	P14		植栽管理における灌水用の水源は上水道のみでしょうか。	そのとおりです。
155	P14		公園内における防犯カメラの設置は必要でしょうか。	既設公園において順次導入を進めています。本件では必須ではありませんが、設置することが望ましいです。
156	P14		特定公園施設の建設に要する費用の都に負担を求める額について、都として交付金を活用されることを踏まえて、建設総額の10%以上を民間事業者が負担することが前提条件となりますか。	前提条件とはなりません。
157	P14		特定公園施設の建設に要する費用の上限額：1,005,000千円とは、整備費総額の上限額ですか？ それとも都の負担上限額ですか？また、都の負担上限額とした場合、民間負担を前提に整備費総額の上限はないという理解で宜しいでしょうか。	1,005,000千円は都の負担上限額です。民間事業者の負担上限はありません。
158	P14		利便増進施設の看板又は広告塔について、防災施設としての情報提供施設と兼ねて使用することは可能ですか。可能な場合、占用料の取扱いについてお示し下さい。	防災施設としての情報提供施設と兼ねて使用することは可能です。占用料は東京都立公園条例施行規則第8条に則し、1㎡あたり1月1,026円です。(令和3年4月1日時点)
159	P14		看板または広告塔から得られる収入は、認定計画提出者の収入とすることは可能でしょうか。	No.149の回答を参照してください。
160	P14		認定計画提出者が看板または広告塔で収益を上げることは問題ない認識でよろしいでしょうか。	No.149の回答を参照してください。
161	P14		特定公園施設の東京都が負担する費用の上限額には設計・管理費用は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	公募設置等指針P.14第2章7.(5)のとおり、設計・監理費用は含まれています。
162	P14		園内にて無料Wi-Fi等の地域のイベント情報の発信等を目的とした機器類は利便増進施設として設置することは可能という認識でよろしいでしょうか。	無料Wi-Fiは利便増進施設には該当しませんが、指定管理者として設置する提案は可能です。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
163	P14		「地域住民の利便性の増進」とありますがどのような主体、どのような範囲を想定していますでしょうか。	周辺住民のみならず、広く都立公園の利用者を想定しています。
164	P14		特定公園施設の建設にかかる費用に設計費等を含むと記載しておりますが、設計費のみ確認申請完了後にお支払いいただけないでしょうか。	全ての工事が完了し、検査に合格した後、一括で支払います。設計費のみ確認申請完了後に支払うことはできません。
165	P14	特定公園施設の建設にかかる費用 地下構造物撤去費	20年後の公募対象公園施設撤去時に地下構造物を撤去・埋戻しをし、東京都の負担費用も後ろ倒しする事は可能でしょうか？	No.1の回答を参照してください。
166	P14		特定公園施設の建設に要する費用のうち、地下構造物撤去費用の積算内訳をご提示ください。	No.112の回答を参照してください。
167	P14		地下構造物撤去に際して、敷地に近接するJR線路への影響も考えられますが、撤去設計及び積算の際に検討された資料がありましたらご提示ください。	資料は応募登録者に貸与します。
168	P14		地下構造物撤去費用には、JR等の関係機関との協議調整費用も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
169	P14		「特定公園施設の建設に要する費用は、公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等及び、東京都からの負担により賄ってください」との記載がありますが、民間事業者負担の最低限額（例：東京都負担上限額の1割以上）の設定はないとの理解でよろしいでしょうか。	最低限額の設定はありません。
170	P14	7.特定公園施設の建設に関する事項 (4) 施設整備について ①照明施設	照明施設において夜間も安全に利用できる照明計画とありますが具体的な照度設定および想定する夜間利用内容は事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。その際、夜間利用の規制等ございましたらご教示願います。	応募登録者に貸与する公園設計マニュアル及び公園電気設計の手引きを準拠した上での提案によります。あわせて、No.142の回答を参照してください。
171	P14	7.特定公園施設の建設に関する事項 (5) 特定公園施設の建設にかかる費用	認定計画提出者が提出する工事費内訳の単価設定は、貴都が発注する標準単価を準拠ではなく参考という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
172	P14	7.特定公園施設の建設に関する事項 (5)特定公園施設の建設にかかる費用	特定公園施設の建設に要する費用には地下構造物撤去費を含むとありますが、地下構造物撤去に係る調査、設計、工事、工事監理等の費用と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
173	P14	7.特定公園施設の建設に関する事項 (5)特定公園施設の建設にかかる費用	特定公園施設の建設に要する費用は、公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等及び、東京都からの負担により賄うとありますが、提案以後に「①特定公園施設の建設に要する費用の見込み額」が減額となった場合は、「③東京都に負担を求める額」ではなく、「②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額」を減額すると理解してよろしいでしょうか。	「①特定公園施設の建設に要する費用の見込み額」が減額となった場合は、「②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額」を減額することは想定していません。
174	P14	8.利便増進施設の設置に関する事項 (1)看板又は広告塔	看板等について、地域における催しに関する情報の提供を主たる目的として設置とありますが、この主たる目的を満たすとする基準（面積比率や掲示期間等）はありますか。	具体的な基準はありません。なお、看板等の設置についてはNo.149の回答を参照してください。
175	P15		公募対象公園施設の壁面等に地域における催しに関する情報等を提供する看板・広告等を設置した場合には、利便増進施設を設置する場合の占用料の支払いは不要という認識でよろしいでしょうか。	占用料は発生します。
176	P15		「指定管理者の選定は、令和5年度に行う予定です」とあり、公募設置等計画の認定と時差がありますが東京都議会第四回定例会（予定）での議決で否決になった場合の取扱いはどうなりますでしょうか。	否決理由を確認のうえ、選定方針を再検討し改めて選定を実施し、再度議会へ付議します。
177	P15	9-(1)	年度ごとの修繕費は、「別紙4指定管理者管理運営要項P12-5-(2)-(エ)」のbに記載の1件当たり30万円未満の施設補修修繕のみを見込めばよろしいでしょうか。	別紙4 P.12 5(2)エ(エ)のとおり、都と協議の上、緊急対応等経費で執行される工事も見込んでください。緊急対応経費は1件当たり30万円以上です。
178	P15	9.都市公園の環境の維持及び向上措置 (1) 管理運営経費等	想定される指定管理業務において、管理運営経費の不足分は、「公募対象公園施設及び利便増進施設からの収益等」から繰り入れてよろしいでしょうか。また、年度ごとの修繕費の目安をご教示願います。	指定管理業務における管理運営経費の不足分は指定管理者の負担となります。なお、公募設置等指針P.15第2章9.(1)のとおり、管理運営経費の不足分は公募対象公園施設及び利便増進施設からの収益等の充当を想定しています。特定公園施設の修繕費は整備する特定公園施設に即して検討してください。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
179	P15	2章 9項 都市公園の環境の維持及び向上措置	「指定管理者の選定は、令和5年度に行う予定です。」とありますが、指定管理者選定は別途公募されとの認識でよろしいでしょうか。	公募設置等指針P.15第2章9.のとおり、指定管理者選定にあたっては、認定計画提出者と(公財)東京都公園協会とのコンソーシアム事業者(連合体)を、特命により選定する予定です。
180	P16		魅力向上事業での、イベント等で収益事業を行う場合は、行政財産使用料がかかると思いますが、その金額をご教示ください。	No.65の回答を参照してください。
181	P16		イベントスペースを東京都が利用することは想定されていますでしょうか。また東京都が利用する場合は事業者と協議の上日時を調整することとし、東京都が優先的に利用できるなどの条件はないという理解でよろしいでしょうか。	都が優先的に利用する場合には、認定計画提出者と協議の上、日時を調整することとなります。
182	P16		自主事業による公園内での催事およびイベント等による収入は、認定計画提出者の収入との認識でよろしいでしょうか。また、催事による占用料等は発生しないという認識でよろしいでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
183	P16	9.都市公園の環境の維持及び向上措置 (3) 魅力向上事業の実施	ソフト事業の提案と実施について、占用許可を要する事例がありましたらご教示願います。	No.65の回答を参照してください。
184	P16	9.都市公園の環境の維持及び向上措置 (3)魅力向上事業の実施 ②魅力向上事業として実施する業務 (ア)イベント等の実施	入場料制のイベントの実施は可能でしょうか。	No.65の回答を参照してください。
185	P16	9.都市公園の環境の維持及び向上措置 (3)魅力向上事業の実施	イベント等の計画や実施において、イベント等の計画や概要については東京都と事前に協議を行い、イベント等の実施については施設の運営状況に応じフレキシブルに行う必要があることから、認定計画提出者の裁量と権限にて行うという認識でよいでしょうか。	そのとおりです。詳細はNo.65の回答を参照してください。
186	P16	9.都市公園の環境の維持及び向上措置 (3)魅力向上事業の実施	特定公園施設内でイベントを実施する際、占用許可を要する場合は使用料が発生しますでしょうか。また使用料が発生する場合の使用料単価、及び使用料の東京都への支払い方法（指定管理者が東京都へ払うのか、実際の利用者が払うのか等）についてご教示下さい。	No.65の回答を参照してください。占用料が発生する場合は、小規模なイベントの際は指定管理者へ、その他のイベントの際は都の指定金融機関等へ支払ってください。
187	P16	2章 9項 魅力向上事業の実施	「イベントの企画、実施などを検討するに当たっては～（中略）公園利用者全体に対して適切かつ確実なサービスが提供できるようにするとともに～（略）」とありますが、イベント等開催時、一般の不特定多数公園利用者が立ち入れないような敷地全体を一体的に利用するイベントの開催は不可と考えてよろしいでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
188	P16	2章 9項(ア) イベント等の実施	入場料制のイベント開催は可能でしょうか	No.65の回答を参照してください。
189	P16	2章 9項(ア) イベント等の実施	特定の人を対象としたイベント開催は可能でしょうか	No.65の回答を参照してください。
190	P16	2章 9項(ア) イベント等の実施	イベント広場に屋外ステージを設ける場合、興行場法の許可は必要でしょうか。	貴社の確認事項です。
191	P16	2章 9項(イ) 避難場所としての取組	「避難場所の運営は地元区が主体で行うこととなっています…」とありますが、具体的にどのような運営がなされているか、ご教示いただくことは可能でしょうか。	渋谷区地域防災計画及び東京都地域防災計画を確認してください。
192	P17-18		複数の法人等によって構成される連合体が認定計画提出者に認定されたのちに、構成員によるSPC等の新たな法人格を設立した場合、認定計画提出者として変わらず事業推進できるという認識でよいでしょうか。SPC等の新たな法人格が認定計画提出者に認定された連合体の構成員と異なっても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	No.66及びNo.210の回答を参照してください。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
193	P17-18		事業開始後の構成員の変更は可能という認識でよろしいでしょうか。	公募設置等指針P18第3章1.(1)のとおり、事業開始後から事業終了までの間、業務遂行上支障がないと都が判断した場合、変更を認めることがあります。
194	P17-18		公募対象公園施設内の一部施設において、構成団体以外への転貸ならびに業務委託することはできるという認識でよろしいでしょうか。また業務期間中にテナントが変更になっても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	公募対象公園施設について、構成団体以外へ賃貸借又は業務委託することは可能です。また、業務期間中にテナントが変更になる場合、都と協議を行ってください。
195	P17-18		特定公園施設の管理運営における業務において、遂行上合理的と認められる場合、構成団体以外業務委託することはできるという認識でよろしいでしょうか。(事業の再委託)	公募設置等指針P.16第2章9.(2)のとおりです。
196	P17-18		認定計画提出者とは、代表法人を含む構成法人のコンソーシアムとなり、協力企業（SPC を設立した場合、SPC から受託・受注し各業務遂行を行う企業かつ出資を行わない企業）は含まれないという認識でよろしいでしょうか。また、協力企業はコンソーシアム構成員ではないことから応募関連書類（定款、法人登記簿謄本、印鑑証明書、財務諸表）は不要ということ認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
197	P17-18		応募資格関連書類のマネジメント実績や維持管理業務実績について、実績をまとめた表でよろしいでしょうか。契約書の写し等は不要という認識でよろしいでしょうか。	実績をまとめた表またはパンフレット等で構いません。
198	P18		構成団体の変更を認める場合として、テナントの変更も含まれますか。	テナントが構成団体でない場合は、公募設置等指針P18第3章1.(1)の対象に含まれません。
199	P18		公募対象公園施設の登記を代表構成団体名義に限っていますが、そうすると代表構成団体として本件に応募できる事業者は開発・リース分野の企業に限定され、また提案内容の幅も狭まり、民間から幅広く良質な提案を受け付けることを目指す官民連携事業の趣旨に沿わないことになると思います。本件における代表構成団体の業務は、都との窓口となり、コンソーシアム内の調整機能を担い、特定公園施設の整備費の民間負担額及び指定管理業務の民間負担額を公募対象公園施設等における収益を活用して事業が成立するよう調整することと理解しています。制度上、認定計画提出者として都と実施協定を締結し事業の主体となることは理解しておりますが、指定管理業務と同様に代表構成団体が全ての事業ノウハウを有している訳ではないため、公募対象公園施設について、代表構成団体から土地の転貸又は地位継承を受けて、それ以外の構成団体が整備・保有し、その構成団体名義で登記することについて認めて頂けますでしょうか	都市公園法の設置許可は対象の公園地に許可された建物を設置することを許可する行政処分であり、その権利は他者に譲渡できません。また、設置許可を受ける者と施設所有者は同一である必要があります。代表構成団体に設置許可を行いますので、代表構成団体のみに公募対象公園施設の登記を認めるものとします。
200	P18		公募対象公園施設のマネジメント業務の役割にあたる法人等又は連合体とは、施設保有者保有、保有に限らずリーシング業務全般、テナントのいずれでしょうか。また、その業務をJVで担うことは可能ですか。	施設の所有の有無にかかわらず、提案する公募対象公園施設又は類似する施設のマネジメント実績とします。複数の構成員が分担してマネジメント業務を担うことは可能です。
201	P18		公募対象公園施設のマネジメント業務における類似する施設の実績とは、都市公園又は都市公園と類似した施設に限定されますか。それとも、民間の商業施設における業務実績で宜しいでしょうか。	都市公園又は都市公園と類似した施設に限定されません。
202	P18		応募者の構成の変更については、応募登録、提案書提出の段階のうちいずれの時期まで可能でしょうか。	公募設置等指針P.18第3章1.(1)のとおり、応募書類提出後、事業開始までは構成団体の変更はできません。
203	P18		公募対象公園施設のマネジメント業務および特定公園施設の管理運営業務の役割に当たる構成団体の資格要件に関し、「類似した施設」と記載がありますが、何をもちて類似した施設と判断されるかをご教示ください。例えば、広さの場合、当該地4,182㎡前後と類似でよいか、都の公園でなくても区の公園でもよいか等をご教示ください。	公募対象公園施設については、民間の商業施設における業務実績です。特定公園施設については、公募設置等指針P.18第3章1.(2)のとおりです。
204	P18		応募資格には公募対象公園施設の設計者、工事者、特定公園施設の設計者、工事者についての資格要件がありませんが、これら業務を担当する者は構成団体になる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	設計者、工事者は必ずしも構成団体になる必要はありません。
205	P18		構成団体ではない公募対象公園施設の設計者、工事者、特定公園施設の設計者、工事者については、別の提案を行う連合体においても同様の役割を担う事が可能との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
206	P18		構成団体ではない公募対象公園施設の設計者、工事者、特定公園施設の設計者、工事者については、提案する公募設置等計画に企業名等の表記が可能との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。なお、様式3については、設計者、工事者を記載してください。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
207	P18	3章 1項(1) 公募 の実施に関する事項 等	「応募できるものは、～（中略）～連合体で応募する場合は、公募対象公園施設の設置者が代表構成 団体になり、代表構成団体が応募手続き及び事業に必要な諸手続き～（略）」とありますが、複数企 業がSPCを組成し応募する場合の代表企業とはどのように考えますか。	No.66の回答を参照してください。
208	P18	3章 1項(1) 応募 者の構成	連合体で応募する場合、グループの代表企業が代表構成団体として応募登録を行い、その他構成団体 については、役割分担も含め計画提出までに決定し提案することでよろしいでしょうか	そのとおりです。なお、連合体で応募登録する場合は、代表構成団体のみ様式13に記載して提出してく ださい。
209	P18	3章 1項(1) 応募 者の構成	事業開始前の構成団体の変更は認めません。ただし・・・変更を認めることがあります。とありますが 、この扱いは公募設置等計画書の提出後の扱いという理解でよろしいでしょうか	No.202の回答を参照してください。
210	P18	3章 1項(1) 応募 者の構成	SPCを組成することは可能でしょうか。その場合、SPCが組成されるまで、ある事業会社が代表構成 団体となり、SPC組成後はSPCにその地位を継承することを行うこととなりますが、よろしいでしょ うか。	SPCを組成することは可能です。公募設置等計画の提出時点でSPCを設立していない場合は、代表構成 団体を設置等予定者としてください。その後、公募設置等計画が認定され、代表構成団体が認定計画提 出者となった後に、SPCに認定計画提出者の地位を承継していただくこととなります。
211	P18	3章 1項(1) 応募 者の構成	SPCを組成した場合、代表構成団体はSPCとなるのでしょうか、あるいはSPCの代表企業のみが代表 構成団体となるのでしょうか。	No.210の回答を参照してください。
212	P18	3章 1項(1) 応募 者の構成	「事業開始前の構成団体の変更は認めません」とありますが、応募登録は個別に登録し、その後公募 設置等計画の受付までに代表企業を決定の上、連合体として計画書を提出することは可能でしょう か。	そのとおりです。
213	P18	1.公募の実施に関す る事項等 (2) 応募資格	連合体で応募する場合の「共同事業体等」は、具体的に何を指しますか。	コンソーシアムを想定しています。
214	P18	1.公募の実施に関す る事項等 (2) 応募資格	共同事業体等を結成した代表構成団体は、法人格を有する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	法人格を有する必要があります。
215	P18	1.公募の実施に関す る事項等 (2) 応募資格	公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営の責務は、共同事業体等の代表構成団体のみが 負うという理解でよろしいでしょうか。	公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営の責務は共同事業体にて負ってください。
216	P19		欠格事項にある指名停止措置については、応募書類の提出時点が基準となりますか？	公募設置等指針P.18第3章1.(3)のとおり、応募書類提出から基本協定締結までの期間が該当します。
217	P20		応募登録は、代表構成団体が登録していれば、他の構成団体が登録していなくても参加可能でしょう か。それとも全ての参加企業が登録する必要がありますか。	No.208の回答を参照してください。
218	P20	2(4)	連合体での応募を想定している場合、応募登録は代表構成団体のみが行えばよいでしょうか。	No.208の回答を参照してください。
219	P20	3章 2項(4)応募者 の構成	5月28日までに応募登録していないものが、応募登録期日後に事業参画意向を表明した場合、事前に応 募登録したものと共同で公募設置等計画書を提出することは可能でしょうか。	共同で計画書を提出することは可能です。
220	P21	提出書類について	様式8は片面印刷でしょうか。A3サイズはファイルに織り込むことで宜しいでしょうか。インデック スは必要ですか。ファイルの表紙、背表紙に記載する必要事項はありますか。電子データはPDF形式 で宜しいでしょうか。正本、副本すべて構成団体及び協力企業等の実名を記載することで宜しいで しょうか。	両面印刷で構いません。A3サイズはファイルに織り込み、インデックスは可能であれば付けてくださ い。表紙、背表紙には「代々木公園整備・管理運営事業 提案書」及び申込者名(代表法人等)を記載し て下さい。電子データはPDFで構いません。提出書類に記載する構成団体及び協力企業等は正本・副本 全て実名を記載してください。
221	P21		提出書類の応募関連書類ですが、キャッシュフロー計算書を作成していない場合は、提出を免除いた だけますでしょうか。	キャッシュフロー計算書の提出は必須です。
222	P21	2.応募の手続き (6) 提出書類	複数のページになるものにおいて、両面印刷は認めておりますか。 原則片面印刷ですか。	両面印刷で構いません。
223	P23		第2次審査において、提案の補足説明として模型の持込みは可能でしょうか。	模型の持込みは可能です。
224	P23	3章 4項 全般	審査手順の内、5月28日の応募登録から9月3日の応募設置等計画提出までに東京都との対話は行われ るのでしょうか。	対話は予定していません。
225	P25		評価基準について、項目4の提案価格の評価の採点方法は、最低価格を満点として比率で計算する方法 でしょうか。提案の方針を決めていく上で重要な点ですので、具体的な採点方法をお示し下さい。	採点方法は非公開のため回答できません。
226	P25		評価基準の配点について、これ以上細分化した配点の予定はないですか。 また、審査方法について、どのような採点をされる予定でしょうか。（例えば、5段階方式で標準的な 提案を50%として加減する方法など）	細分化の予定はありません。採点方法については、No.225の回答を参照してください。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
227	P25		公募設置等計画内の資金計画・収支計画は、提案する事業が成立するためには、最低限どのような条件設定が必要となるのかが客観的にわかる資料程度でよろしいでしょうか。	公募設置等指針P.25第3章5.のとおり、事業期間及び事業内容に対しての妥当性が客観的に確認できる提案を行ってください。
228	P25		4-1施設整備に係る整備費および4-2公園施設設置等使用料に係る提案価格に関しての点数計算方法をご教示ください（最低価格提示社が10点でそれ以外が0点となるのか、あるいは何らかの計算方法により偏差点数となるのか）。	採点方法は非公開のため回答できません。
229	P27		基本協定、事業実施協定のそれぞれの協定の雛型は公表いただけますでしょうか。	基本協定(案)については別紙5のとおりです。実施協定案についてはNo.103の回答を参照してください。
230	P27		「代々木公園の現指定管理者である「(公財)東京都公園協会」とコンソーシアムを組む認定計画提出者を、指定管理者の構成員の一員として指定する予定です。」とありますが、想定される東京都公園協会の役割および費用負担等を共有いただけますでしょうか。	(公財)東京都公園協会が既存部分の代々木公園、認定計画提出者が本事業対象地の指定管理を行う役割と費用を負担することを想定しています。
231	P27	3章 11項(3) 特定公園施設の引き渡し	「～(略)令和6年3月までに工事を完了し、東京都が実施する完了検査を受けてください。～(略)」とありますが、工事を進めるにあたり、予期せぬ埋蔵文化財、地中障害物等の影響により工事が遅延した場合はどのような扱いになるのでしょうか。	特定公園施設の引渡し時期について協議となります。
232	P27	3章 11項(2) 損害賠償責任	認定計画提出者とは、グループで応募する場合、グループに参加する構成団体全ての団体のことを指すのでしょうか。あるいは、代表企業団体のみが担うとのことでしょうか。	認定計画提出者は、全ての構成団体を指します。
233	P27	3章 12項(1) リスク分担等	リスク負担者の認定計画提出者とは、グループで応募する場合、グループに参加する構成団体全ての団体のことを指すのでしょうか。あるいは、代表企業団体のみが担うとのことでしょうか。	No.215の回答を参照してください。
234	P28		不可抗力リスクについて、自然災害等の「等」には新型コロナウイルスなどの感染症拡大による影響も含まれますか。	そのとおりです。
235	P28		新型コロナウイルスなどの感染症拡大による影響で、公募対象公園施設・利便増進施設・自主事業における収入が著しく下落した場合、特定公園施設の管理運営費用に充当することが困難になることから、都として補填等を検討頂ける可能性はありますか。	公募対象公園施設・利便増進施設・自主事業における収入下落に対しては都からの補填等は予定していません。
236	P28		表内リスクのうち、「地中埋設物」の負担者に関しては、協議とさせていただけないでしょうか。	公募設置等指針P.12第2章7.(3)及びP.28第3章12.(1)のとおりです。
237	P28	12.リスク分担等 物価	自然災害、社会環境や市場環境の変化等の予測不可能な要因による経営への影響が考えられます。物価、金利に関しては、「協議事項」とし負担割合等も含め協議対象とすべきと考えますが、如何でしょうか。	物価、金利のリスク分担については、公募設置等指針P.29第3章12.のとおり認定計画提出者となります。協議は予定していません。
238	P28	12.リスク分担等 土壌汚染	「本公園」とありますが、事業対象地以外の区域は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
239	P28	12.リスク分担等 土壌汚染 地中埋設物	「発見された土壌汚染」及び「新たに発見された地中障害物等」は土地の瑕疵となり、瑕疵担保責任は土地所有者である貴都に帰属すると考えられるため、協議事項(土壌汚染)及び負担者:認定計画提出者は誤記と考えられますが如何でしょうか。	土壌汚染に関する調査の費用負担は認定計画提出者とします。後日、公募設置等指針に追記します。なお、調査の結果汚染物の除去が必要となった場合、協議となります。新たに発見された地中埋設物による建設工事の中止・延期に関する費用負担は認定計画提出者です。
240	P28	12.リスク分担等 事業の延期・中止	「発見された土壌汚染」及び「新たに発見された地中障害物等」による事業の中止・延期にともなう認定計画提出者が負担する費用及び損害は、「東京都の責任による中止・延期」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	公募設置等指針P.12第2章7.(3)及びP.28第3章12.(1)のとおりです。
241	P28	12.リスク分担等 (1)リスク分担	土壌汚染が発見された場合は双方協議とありますが、地質調査の資料等の土壌汚染状況が分かる資料はありますか。	該当する資料はありません。
242	P29	3章 12項(1) リスク分担等	「震災発生時に、～(中略)～公募対象公園施設の業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。」とありますが、業務停止命令解除の目安はありますか。また、業務停止以上に施設解体更地返還等、過度な要求を事業者へ命令することはありますか。	あくまで避難場所として使用するなど災害対応のために必要な利用を行うための措置を想定しています。
243	別紙1		既存建造物の基礎はベタ基礎という認識で正しいでしょうか。あるいは杭で打ち込まれていますでしょうか。	既存建造物の基礎はベタ基礎です。
244	別紙1		建物解体時に設置された鉄板で巻かれた補強支柱は、内部に鉄筋等が入っていないコンクリート支柱という認識で正しいでしょうか。違う場合は支柱の構造をご教示ください。	補強支柱は有筋コンクリート柱です。
245	別紙1		残置されている建造物の既存図(構造・杭)を提示頂けないでしょうか。	応募登録者に貸与します。
246	別紙1		コンクリート支柱により補強された経緯と目的をご教示下さい。また、補強に伴う荷重計算資料等を頂けないでしょうか。	旧施設地上部解体工事の際に重機及び車両を載せるためです。荷重計算資料等は応募登録者に貸与します。
247	別紙1		山留等の施工計画を検討するにあたり、敷地境界が分かる敷地測量図を頂けないでしょうか。	応募登録者に貸与します。
248	別紙3		施設への車両動線確保のため、現状の歩道切り下げの位置は変更可能でしょうか。	道路管理者と協議の上、切り下げの位置は変更可能です。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
249	別紙4	P3(8)	①年度の考え方ですが、令和5年度＝令和6年3月1日～3月31日、令和6年度＝令和6年4月1日～令和7年3月31日、令和7年度＝令和7年4月1日～令和8年3月31日という認識でよろしいでしょうか。②併せて、令和5年度の指定管理料の上限額は「公募設置等指針」P15に記載の上限額の12分の1の額と考えればよろしいでしょうか。収支計画（様式9）等の作成にあたり必要な考え方となりますのでご教授願います。	①令和6年3月から供用開始（指定管理期間開始）の場合はそのとおりです。 ②令和6年3月から供用開始（指定管理期間開始）の場合、令和5年度の指定管理料の上限額は、公募設置等指針P.15第2章9.(1)に記載の上限額の12分の1の額を予定しています。
250	別紙4	P9 5 業務内容 (2) 管理運営業務 イ 管理所等の運営について	管理所等の運営について管理所責任者の配置や開所時間が記載されておりますが、この記載で示す管理所は現代々木公園内の管理所を指しており、本事業対象地内の特定公園施設における配置等の指定ではないという認識でよいでしょうか。また、時間外の緊急対応や巡回等は管理所および管理所と連携した警備会社等が対応を行い、特定公園施設の指定管理料上限額：12,458,024 円／年にはその費用は含まないということでしょうか。	事業対象地内の特定公園施設における管理所等の運営についての配置等の指定です。 特定公園施設における時間外の緊急対応や巡回等は特定公園施設の管理所及び特定公園施設の管理所と連携した警備会社等が対応を行い、その費用は特定公園施設の指定管理料上限額：12,458,024 円／年に含まれます。
251	別紙4	P9 5項(ウ)イ	東京都立代々木公園指定管理者管理運営要綱（案）P9、5業務内容（2）イ「管理所等の運営について」において、「開所時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。窓口及び事務室は常に利用者に開かれたものとし、利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて随時延長するものとする。」とありますが、午後5時30分以降、公募対象公園施設を運営する場合、管理所の開所時間も公募対象公園施設運営時間に合わせて延長することでしょうか。	公募対象公園施設を午後5時30分以降も運営する場合について、管理所の開所時間を公募対象公園施設の運営時間と揃える必要はありません。
252	別紙4	P10	自動販売機の設置について、許可の種類と使用料をお示し下さい。また、それは東京都立公園条例のどこに記載されていますか？	東京都立公園条例第2条の設置許可です。土地使用料は1㎡当たり1月2,696円です。（令和3年4月1日時点）
253	別紙4	P10	自動販売機の設置について、都の資料「自動販売機を公園に設置する場合の取扱い」を共有頂けますか？	応募登録者に提供します。
254	別紙4	P12 5 業務内容 (2) 管理運営業務 エ 維持管理業務 (エ) 施設補修・修繕	①指定管理者における修繕1基（1件）当たり30万円未満を指定管理者の負担としておりますが、特定公園施設における修繕費用の負担は、指定管理者コンソーシアムが負担するものの、実質的な負担は指定管理者コンソーシアム内の業務分担において認定計画提出者が本業務の責任及び費用を負担するという認識でよいでしょうか。 ②また、修繕費においても特定公園施設の指定管理料上限額：12,458,024円／年で実施をするので、その場合、最長約18年の運営管理の期間のため経年劣化等により30万円未満の修繕も増加傾向となります。本事象による費用の負担および指定管理料については特定公園施設の状態を鑑み見直しいただけるという認識でよいでしょうか。	①そのとおりです。 ②経年劣化による指定管理料の見直しは行いません。
255	様式2-1		応募者の代表者名ならびに実印については企業の場合、契約当事者となれる支配人登記がなされているものの記名捺印でもよろしいでしょうか。	構いません。
256	様式2-1		「応募者（構成団体）」とは事業を行うにあたり共同して出資するものを指すのでしょうか。もしくは、事業等への出資は行わず、共同で提案するものを指すのでしょうか。定義を明確にして下さい。	公募設置等指針P.18第3章1.(2)のとおりです。記載事項以外に出資等の要件はありません。
257	様式2-2		押印箇所印が2か所記載されていますが、社印と代表者印を押印するという理解でよろしいでしょうか。社印がない場合は、代表者印のみでもよいでしょうか。	代表印のみで構いません。
258	様式2-2		構成法人との記載がありますが、構成団体との違いをご教授ください。	構成法人と構成団体は同じです。
259	様式3		応募段階で、公募対象公園施設の設計者、工事者、特定公園施設の設計者、工事者について確定できない場合は、未定との記載は可能でしょうか。	公募設置等計画提出の際に、全ての担当企業を記載し提出してください。
260	様式4,5,6		提案書を複数企業のグループにて提案する場合、「法人等の概要」、「役員名簿」、および「財務状況表」について、事業への出資に関わらず、様式3における各項目を担当する企業分必要との認識でよろしいでしょうか。	様式2における代表構成団体及び構成団体について必要となります。協力企業等については不要です。
261	様式8		書体サイズは、10.5ポイント以上でよろしいでしょうか。また、図表中の表記については、判読可能な範囲で、縦書きや10ポイント以下の文字を用いても差支えないでしょうか。	構いません。
262	様式8		ページ番号について、様式8全ページに対して通し番号を付しますか？それとも、枝番ごとに付しますか？また、A4・A3に関わらず、1枚を1ページとして扱いますか？	枝番ごとに通し番号を付してください。A4・A3に関わらず、1枚を1ページとして扱ってください。
263	様式8-1		※1の公募対象公園施設及び特定公園施設の建築面積総括表の記載例は、様式8-1 ②の全体構想に明記するという理解でよろしいでしょうか。	①,②のどちらでも構いません。

No.	公募設置等 指針ページ	質問対象	質問	回答
264	様式8-2	②公募対象公園施設の概要	テナント候補など提案時点では決定していないものもあるかと思われませんが、提案時までどこまで詳細に提案する必要があるのでしょうか。また、提案した内容に変更がある場合には、事業開始後に何らかのペナルティが課されるのでしょうか。	提案時に可能な限り詳細に提案してください。事業開始後にテナントが変更される場合、ペナルティはありませんが、都と協議してください。
265	様式8-2	③整備スケジュール	各種工事期間について、どの程度詳細な工程表が必要でしょうか。	月単位程度を想定しています。
266	様式8-3		「※関連図面：1施設当たり各図面A3判で1枚程度必須」と記載がありますが、対象となる施設は、①管理所、②トイレ、③公園全体を想定するという理解でよろしいでしょうか。	「1施設当たり」は記載の誤りです。後日訂正版を掲載します。
267	様式8-3	②整備スケジュール	既存地下躯体除却工事、公募対象公園施設ならびに特定公園施設他の建設は一連の工事として施工していくため、様式8-2（公募対象公園施設）に記載する工事工程表に併記することは可能でしょうか。	併記することは可能です。
268	様式8-3	④	特定公園施設の数量総括表について、主要項目に係る詳細が分かればよろしいでしょうか。	主要項目に係る詳細がわかれば構いません。
269	様式8-4		A3判1枚でもよろしいですか？	構いません。
270	様式8-6	②取組内容	「新国立競技場及び東京体育館とつながる歩行者デッキ1号、2号」の位置をご教示ください。	記載の誤りです。後日訂正版を掲載します。
271	様式8-6	③ターゲット層、事業実施により期待される効果	目標公園利用者数とありますが、事業開始後、提案目標数に満たない場合の開業後ペナルティなどはありますでしょうか。	ペナルティはありません。
272	様式8-7	④事業スケジュール	様式8-2,8-3と工事期間を記載することとなっておりますが、こちらの様式のみ統合して記載することは可能でしょうか。	統合しても構いません。
273	様式9		「(イ)特定公園施設の運営収入」に「広告収入」とありますが、具体的にどういったものが想定されるでしょうか。公園のネーミングライツなどは考えられるでしょうか。もしくは利便増進施設の看板又は広告塔による広告収入と読み替えてよろしいでしょうか。	イベント時の広告収入等を想定しています。あわせて、No.149の回答を参照してください。また、ネーミングライツも提案は可能です。
274	様式9		「(イ)特定公園施設の運営収入」のうち「指定管理料基準額」と「指定管理料」はそれぞれ何を指しているでしょうか。	記載の誤りです。後日訂正版を掲載します。
275	様式9		「(イ)特定公園施設の運営収入」の欄に「うち修繕に要する指定管理料」という項目がありますが、想定される修繕費を記入すればよろしいでしょうか。また、「(エ)特定公園施設の運営支出」の「修繕費」と同じ金額を記入するという認識でよろしいでしょうか。	記載の誤りです。後日訂正版を掲載します。
276	様式9		その他費用の備考欄に「名古屋屋に寄付」とありますが、こちらは、意味がありますでしょうか。	記載の誤りです。後日訂正版を掲載します。
277	様式9		項目等が増えてもA3 1枚以内に縮小して、提出するという理解でよろしいでしょうか	複数枚となっても構いません。
278	様式13		応募登録申込書について、『応募法人』や『応募グループの代表構成団体』として登録した者同士が、協議の結果『公募設置等計画の受付』の際の一つの団体として応募することは可能か？	可能です。
279	現地説明会		ポンプ場際の境界付近の現況情報をいただけますでしょうか。（境界際に土盛り及びひずみがあるように思われるので）	現況情報はありません。
280	現地説明会		南西ポンプ場との境界にあるマウント（レベルが高くなっている部分）は、現況引渡しまたは整地された状態での引渡しなのかご教示ください。	マウントは現況引渡しです。
281	その他		東京都と各インフラ管理者間で事前協議をされている内容（条件）があれば開示をお願いします。	事前協議は実施していません。
282	その他		代々木公園内の各施設（野外ステージ、スポーツ施設、サイクリングセンター等）の年間利用者数についてご教示いただけますでしょうか。	応募登録者に提示予定です。
283	その他		代々木公園の公園地占用利用の実施実績（年間開催数、イベント来場者数等）についてご教示いただけますでしょうか。	応募登録者に提示予定です。
284	その他		無料Wi-Fi等、特定公園施設の活性化を目的とした機器類の設置には制限はありますでしょうか。また、これらの設置には占用許可を受ける必要はありますでしょうか。	都と協議の上、指定管理者として設置する公園の備品については占用許可を得る必要はありません。
285	その他		特定公園施設に対し、ネーミングライツ制度を設定される予定はありますでしょうか。	特定公園施設に対し、ネーミングライツ制度を設定する予定はございません。提案は可能です。